労災ニュース 6号



第4回労災裁判が行われました!

小雨模様の梅雨入りを思わせるような6月5日(金)、第4回労災裁判が行われました。前回に引き続き 労働部第1審問室」において午後4時から行われました。同日に全国ろうあ者大会が開催されている為、傍聴者が少ないのではないかと心配する声もありましたが、23名(うち聴覚障害者4名)の方にかけつけていただきました。傍聴席の定員は前回同様27名でしたので、満席とはいきませんでしたが、すべてを見逃すまいという緊迫感につつまれていました。

§ § 裁判内容 § §

裁判冒頭に田門弁護士より「この部屋は声が通りに むしょうなので、手話通訳者が聞き取りに むしとのこと。声は大きめでおねがいしたい。」との発言がありました。裁判長も理解を示して、前回よりもはっきりとした声で裁判が進みました。前回同様、今回も原告側からの主張が書面にて出され、次回は被告側からの反論が出されることになります。



§ § 報告会 § §



裁判終了後、弁護士会館の5階へ移動し、報告会が開かれました。支援 する会の河合会長の挨拶後、田門弁護士から裁判の流れについて説明 がありました。

裁判は大まかにいうと、争点の整理 証人尋問 判決、という3つ の流れがあり、現在は の段階。これは文書を取り交わすかたちなので 10 分程度で終了することが多い。次回は国からの再反論があり、 の段階では 2 時間から 3 時間かけて証人に尋問する。原告側からの証人は 2

人。その後本人尋問も行う の判決まではあと1年位かかるとの事でした。

斉藤ケースワーカーからは、医学的には手話通訳が原因で発症したことははっきりしている。業務の過重性を立証していくことが大切。」とのお話がありました。また、横浜の専従通訳者、喜多村さんも駆けつけてくださり、 横浜では通訳者が頸肩腕の労災認定を勝ち取ることができた。この裁判にも協力していきたい。」とのお話をいただきました。

最後に内山さんから「手話通訳者以外の方がたの参加もあり、とても励みとなっている。でも、やはり通訳者の理解、支援も必要なので、地域に帰ったら裁判の様子を伝えて欲しい。」との挨拶がありました。 みなさんの協力が裁判を支えています。

これからも力強いご支援をお願いいたします。



現在の募金額 735,405円

次回は7月31日(金)

午前 10 時 30 分~

集合は午前 10 時 15 分) 集合場所:

東京地方裁判所 1 2階 労働部第 1審問室」前の廊下 遅れての入室は出来ません。 「内山さん労災裁判を支援する会」~登録通 訳者の身分保障のために~

【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局 内 T / F 0 4 8 - 6 5 3 - 7 3 2 4